

経済産業省

20220311 保局第1号

令和4年4月13日

鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の技術指針の一部を改正する規程を次のように定める。

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官



鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の技術指針の改正について

鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の技術指針（20121115商局第4号）の一部を別紙のとおり改正する。

附 則

この基準は、令和4年8月1日から施行する。

鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の技術指針 新旧対照表

○鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の技術指針（２０１２１１１５商局第４号）（内規）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第２１章 高圧ガス製造施設（第２５条関係）	第２１章 高圧ガス製造施設（第２５条関係）
[削る] 1 技術基準省令第２５条第３項に規定する「<u>必要な耐震に関する性能を有している</u>」とは、<u>高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示（平成３０年経済産業省告示第２２０号）に定める耐震性能を有していることをいう。</u> <u>なお、同告示第２条及び第３条で定める機能性基準に適合することについての評価にあたっては、高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示の機能性基準の運用について（２０１８１１０５保局第５号）１．総則及び別表（詳細基準の例示）によること。同運用の別表に掲げる例示基準によらない場合は、鉱山保安法第１３条第１項の規定に基づく工事計画の届出において、工事計画の記載事項（内規）（平成１７・０３・１８原院第２号）に定める資料を添付すること。</u> <u>また、鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の一部を改正する省令（令和４年経済産業省令第４２号）附則第２条中「耐震上軽微な変更の工事」とは、次のいずれかに該当するものをいう。</u> <u>（１）耐震設計構造物の材料、加工方法、構造等を変更しない部材等の補修及び取替え工事（次の（２）に掲げるものを除く。）</u> <u>（２）耐震設計構造物の応力等の計算を要しない部材等の補修及び取替えの工事であって、耐震設計上従来と同等以上の安全性が確保されるもの</u> <u>（３）ポンプ、圧縮機等当該耐震設計構造物の付属品に係る変更に伴って行われる耐震設計構造物の変更の工事であって、耐震設計上従来と同等以上の安全性が確保されるもの</u>	1 技術基準省令第２５条第３項に規定する「<u>経済産業大臣が定めるもの</u>」とは、<u>高圧ガス設備等耐震設計基準（昭和５６年通商産業省告示第５１５号）第１条の２に規定する配管のことをいう。</u> 2 技術基準省令第２５条第３項に規定する「<u>経済産業大臣が定める耐震設計の基準</u>」とは、<u>高圧ガス設備等耐震設計基準（昭和５６年通商産業省告示第５１５号）をいう。</u> [新設] [新設] [新設] [新設]

<u>(4) 保安上又は鉤害防止上の必要性から製造施設を変更することに伴う当該耐震設計構造物の変更の工事であって、耐震設計上従来と同等以上の安全性が確保されるもの</u> <u>ここでいう「従来と同等以上の安全性」とは、変更後の耐震設計構造物及び関連構造物の重量が、変更前の当該耐震設計構造物等の設計に用いた重量を超えない状態であった場合をいう。</u> <u>具体的な例としては、配管の架構において、当初の設計荷重が2 kN/m²で、実際の荷重が1 kN/m²としていたものを1.5 kN/m²に変更する場合をいう。</u>	[新設] [新設] [新設]
<u>2～13</u> [略] 第32章 コンプレッサー（第41条関係） 1 [略] 2 技術基準省令第41条第1号に規定する「安全弁」とは、高圧のものにあつては第21章<u>6</u>に規定する性能を有し、それ以外のものにあつてはボイラー及び压力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）第28条第1項第1号及び第2項に規定する圧力で作動する性能を有しているものをいう。ただし、平成17年3月31日までに設置又は設置の工事に着手したコンプレッサーの安全弁、コンプレッサーの更新等を行う際、当該規則等に規定する安全弁の性能では施設全体に悪影響を及ぼすおそれのある場合のコンプレッサーの安全弁にあつては、次に掲げる性能として差し支えない。 (1) [略] (2) [略] 3～5 [略]	<u>3～14</u> [略] 第32章 コンプレッサー（第41条関係） 1 [略] 2 技術基準省令第41条第1号に規定する「安全弁」とは、高圧のものにあつては第21章<u>7</u>に規定する性能を有し、それ以外のものにあつてはボイラー及び压力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）第28条第1項第1号及び第2項に規定する圧力で作動する性能を有しているものをいう。ただし、平成17年3月31日までに設置又は設置の工事に着手したコンプレッサーの安全弁、コンプレッサーの更新等を行う際、当該規則等に規定する安全弁の性能では施設全体に悪影響を及ぼすおそれのある場合のコンプレッサーの安全弁にあつては、次に掲げる性能として差し支えない。 (1) [略] (2) [略] 3～5 [略]